

| | | |
|---|---|-------------|
| 受理官庁 AU | オーストラリア特許庁 | 附属書 C AU |
| 右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁 | オーストラリア | |
| 国際出願の作成に用いることができる言語 | 英語 | |
| 配列リストにおける言語依存フリー テキストのために認められる言語 | 英語 | |
| 願書の提出に用いることができる言語 | 英語 | |
| 紙形式について受理官庁が要求する部数 | 1 | |
| 受理官庁は電子形式による国際出願を 認めるか？ ^{1, 2, 3} | 認める。受理官庁はe PCT出願による電子出願を認める。 | |
| 受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)？ | 認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。 | |
| 管轄国際調査機関 | オーストラリア特許庁，韓国知的所有権庁 | |
| 管轄国際予備審査機関 | オーストラリア特許庁，韓国知的所有権庁 | |

[次頁に続く]

- 1 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 2 国際出願に明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちWIPO標準ST.26 XMLフォーマットに準拠したものを提出すべきである。このフォーマットで配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。
- 3 関連する受理官庁の通告については、2016年7月28日付公示（PCT公報）163頁以降、2022年7月21日付公示（PCT公報）185頁参照。

| AU | オーストラリア特許庁 (続き) | AU |
|---|------------------------------|-------|
| 受理官庁に支払うべき手数料 | 通貨：オーストラリア・ドル (AUD) | |
| 送付手数料 | AUD | 200 |
| 国際出願手数料 | AUD | 2,088 |
| 30枚を超える1枚ごとの手数料 | AUD | 24 |
| 減額 (手数料表第4項に基づく) : | | |
| 電子出願 (文字コード形式による願書) | AUD | 314 |
| 電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約) | AUD | 471 |
| 調査手数料 | 附属書D (AU) 又は (KR) 参照 | |
| 優先権書類の手数料 | AUD | 50 |
| 優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d)) | AUD | 200 |
| 受理官庁は代理人を要求するか? | 不 要 | |
| 誰が代理人として行為できるか? | 受理官庁に対する手続のために弁理士として登録されている者 | |
| 委任状の提出要件の放棄 | | |
| 受理官庁は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか? | している ⁴ | |
| 別個 of 委任状が要求される特別の状況 | 出願人の代理人を誰にするかについて未解決の争いがある場合 | |
| 受理官庁は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか? | している ⁴ | |
| 包括委任状の写しが要求される特別の状況 | 出願人の代理人を誰にするかについて未解決の争いがある場合 | |

4 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合 (PCT規則90の2.1から90の2.4; 国際段階の11.048項も参照), 委任状の要件の放棄は適用されない (PCT規則90.4(e)及び90.5(d))。